細　則　集

リプレックス草津管理組合法人

2026年　9月27日改正版

細則一覧

目　次

① 専有部分及び専用使用部分使用細則 １Ｐ～３Ｐ

② 駐輪場使用細則 ４Ｐ～６Ｐ

③ ラウンジ使用細則 7Ｐ～10Ｐ

④ ゲストルーム使用細則 11Ｐ～14Ｐ

⑤ ペット持込み細則 15Ｐ～17Ｐ

⑥ 管理組合役員・委員処遇の規則 18Ｐ～19Ｐ

⑦ 駐車場使用細則 20Ｐ～22Ｐ

⑧ 文書の管理・保存・廃棄及び開示に関する規則 23Ｐ～24Ｐ

⑨ 共同浴場使用細則 25Ｐ～27Ｐ

⑩ スキーロッカールーム使用細則 28Ｐ～29Ｐ

⑪ 防犯カメラ運用細則 30Ｐ～32Ｐ

⑫ 管理費等の徴収及び滞納処理細則 33Ｐ～36Ｐ

⑬ ボランティアスタッフ運用細則 37Ｐ～38Ｐ

⑭ 秘密保持規則 39Ｐ

⑮ ホームページ運営細則 40Ｐ～41Ｐ

⑯ エアコン設置・使用細則 42Ｐ～43Ｐ

⑰ 管理費等に関する細則 44Ｐ～59Ｐ

専有部分及び専用使用部分使用細則

（趣旨）

第１条　この細則は、リプレックス草津管理組合法人の管理規約（以下「規約」という。）第17条（使用細則）の規定に基づき、専有部分及び専用使用部分の管理又は使用に関し、必要な事項をを定めるものとする。

（専有部分及び専用使用部分の使用）

第２条　各専有部分の区分所有者又は占有者（利用者含む）並びにその家族（以下「居住者」という。）は、当該専有部分及び専用使用部分の使用にあたり、次の行為をしてはならない。

⑴　規約に定められた用途以外の用に供すること
⑵　共用部分に影響を与える変更をすること
⑶　建物及び専用使用部分の外観を変更すること
⑷　外部に面する窓ガラス、バルコニー等に広告等の図面及び文書を記載又は貼付すること。
⑸　他の居住者に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある動植物を飼育栽培すること
⑹　住戸を楽器の教室及び学習塾等の教室として使用すること
⑺　騒音を発する楽器等の演奏をすること
⑻　テレビ・ラジオ・ステレオ・カラオケ・各種楽器等の音量を著しく上げ近隣の居住者に迷惑をかけること
⑼　騒音・振動又は電波等により他の居住者に迷惑をかけること
⑽　水栓を開放のまま放置すること
⑾　構造体を損傷するおそれのある重量物、危険物、多量の引火又は発火のおそれのある物品若しくは不潔悪臭のする物を持ち込むこと
⑿　体育用具等重量物を室内で投擲（とうてき）・落下させること
⒀　専用使用部分の外観を変更すること
⒁　バルコニー等の所定の場所以外に物干しを設置し、あるいは、バルコニーに物置等これに類する物を構築又は設置すること
⒂　窓・バルコニー等から物（タバコの吸い殻等）を投げ捨てること
⒃　バルコニーに土砂・塵芥・発火物等を搬入すること
⒄　パルコニーに突風・強風の際、落下又は飛散等他に害を及ぼすおそれのあるものを放置すること
⒅　バルコニーの所定の場所以外の場所（手摺等）に寝具・敷物・洗濯物等を干すこと。
⒆　その他公序良俗に反する行為及び他の居住者に迷惑・危害を及ぼす行為をすること。

⒇　洗濯パン以外での洗濯機設置を禁止すること（例えばユニットバス内）

⑵1 床のフローリング工事をする場合は、防音グレードの高いＬ４０又はＬ４５にすること。

（共用部分の使用）

第３条 共用部分の使用にあたり、区分所有者又は、占有者及び居住者は次の行為をしてはならないものとする。

⑴ 電気室その他立入禁止場所及び危険な場所に立入ること
⑵ 屋上は、緊急時以外出入りし又は使用すること
⑶ 屋上に展望鏡・サーチライト・投光器等を設置すること
⑷ 共用部分に物品を放置すること
⑸ 階段・廊下・避難ハッチ等火災発生等の緊急時の避難通路となる場所へ私物を置くこと
⑹ 所定の場所以外に自転車等を放置すること
⑺ 階段・廊下等から物品をなげること
⑻ 駐車場以外の敷地に車両を無断駐車すること
⑼ 敷地内において自動車・自動二輪車・原動機付自転車の空吹かしをすること
⑽ 飲食店からの出前利用に際し、引取り食器類は指定場所に置き、廊下及びエントランスホール（ラウンジ）等へ放置すること
⑾ 喫煙すること（バルコニー及び玄関扉を開放しての喫煙は禁止）
⑿ 物品等の持込み以外での廊下側扉を常時開放すること
⒀ その他、他者に迷惑を及ぼす行為をすること

（入退館の申告）

第４条 区分所有者又は、占有者及び居住者は入退館時に、１階フロントにて所定の入退館届に記帳するものとする。但し、受付時間外の場合は、翌日時間内に記帳しなければならない。フロント受付時間　８：００～２０：００

（組合の承認事項）

第５条 区分所有者又は、占有者及び家族は次の行為をするときは、事前に組合に届け出てその承認を得なければならない。

⑴ 電気・給排水設備の新設、増設、変更
⑵ 広告施設、看板、掲示板、標識等の設置、貼布、記入等
⑶ 専有部分の改修工事
⑷ 大型金庫等重量物の搬入・据付・移転
⑸ 発火・引火・爆発のおそれのあるものの搬入及び使用

（塵芥処理）

第６条　区分所有者及び占有者並びに利用者は塵芥処理について、次の事項を遵守しなければならない。

⑴　各専有部分からの塵芥は、各利用者が所定の要領によりゴミ集積所へ持参すること。

⑵　粗大廃棄物は、各自が草津町の指定するクリーンセンターへ持ち込み処理すること。

（災害防止）

第７条　区分所有者及び占有者並びに利用者は、防犯・火災予防に特に注意し、防犯・防災装置及びこれらの操作方法を熟知する一方、火災・盗難等発生の場合直ちに所轄警察署・消防署及び組合に通報するものとする。

２　利用者は、幼児等が危険な行為をしないよう事故災害等の防止に努めるものとする。

（細則外事項）

第８条　この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

（細則の改廃）

第９条　この細則の変更及び廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（細則原本）

第１０条　本細則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の区分所有者が記名押印した細則を１通作成し、これを細則原本とする。

２　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

３　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

（細則の発効）

第１条　本細則は、平成　５年９月２８日から発効する。

本細則は、平成１７年９月２４日から改定施行する。

本細則は、平成３０年１０月１日から改定施行する。

駐輪場使用細則

（目的）

第１条　リプレックス草津管理組合法人管理規約（以下「規約」という。）第１７条（使用細則）の規定に基づき、自転車置場の使用に関する細則を定め、区分所有者の協同の利益を守り快適な共同生活を維持する事を目的とする。

２リプレックス草津において駐輪場の構成として以下に定めるものとする。

⑴建物内の自転車置場

⑵建物外の屋根なしオートバイ置場

⑶建物外の屋根付自転車置場

（定義）

第２条　この細則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　管理組合　規約第６条（管理組合法人）第１項に規定するリプレックス草津管理組合法人をいう。

⑵　利用対象　　駐輪場の利用対象は以下に限ることとする。

・建物内の自転車置場は自転車に限る。

・建物外の屋根なしオートバイ置場はオートバイに限る。

・建物外の屋根付自転車置場は自転車に限る。

⑶　自転車　　乗り手がペダルを踏んで、車輪を回転して進む２輪の車（軽車両）をいう。

⑷　オートバイ　人力でない動力（原動機等）を搭載した二輪車をいう。

⑸　本細則で定める車両とは自転車及びオートバイとする。

（利用申込）

第３条　区分所有者及び占有者（以下「区分所有者等」という。）は、規約第４条（対象物件の範囲）に規定する駐輪場に所有する自転車を駐輪する場合、車両ごとに利用を申込むものとする。

（手続き及び遵守事項）

第４条　区分所有者等は、駐輪場の利用を申し込む際、自転車は車両ごとに預け料金を添えて管理室（フロント）に申込むものとし、オートバイについての利用申込みは前条２項のとおりとし、預け金に関して無料とする。

２　自転車の預け金は車両ごとに千五百円とする。

３　利用の申込を受理した場合、管理組合は利用シールを自転車ごとに発行する。区分所有者等は利用シールを自転車ごとに貼付しなければならない。

４　利用申込は、管理室（フロント）の開所時間帯に何時でも可能とする。

5　利用を中止する場合、区分所有者等は管理室（フロント）に利用中止を速やかに申し出、自己責任において、当該自転車を撤去しなければならない。この際、利用預り金は区分所有者等に返納するものとする。

6　区分所有者等の管理不行き届きや不在などで自転車の処分が必要と管理組合が判断した場合、区分所有者等は当該自転車の預け金を処分費用に充当することを了承する。

7　管理組合は、自転車の処分が必要となった一箇月前までに、区分所有者等に通知するものとする。

8　建物内自転車置場及び建物外の屋根付自転車置場を短期に使用する場合は、自転車ごとに部屋番号、連絡先電話（携帯）番号、利用期間を明記し、区分所有者が管理室（フロント）へ申し込まなければならない。

9　建物内自転車置場及び建物外の屋根付自転車置場に自転車以外の乗り物（バイク等）の駐車、又は物品の放置等はしてはならない。

10　前号⑼の行為を発見した場合は、駐輪場細則違反として厳格に対処することとする。

（駐輪場使用者の責務）

第５条　駐輪場の使用に際し、事故、盗難等は自己責任とし、組合は一切の責任を負わない。

2　駐輪場使用者の故意又は過失により、共用施設並びに他の車両に損害を与えた場合、賠償しなければならない。

3　車検切れ、自賠責保険切れなどの公道を走行できない車両は、駐輪場使用者の責任において撤去しなければならない。必要に応じて組合が撤去することもできる。この場合の費用は使用者において負担するものとする。

（細則外事項）

第６条　この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

（規約の改廃）

第７条　この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（細則原本）

第８条　本細則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の区分所有者が記名押印した細則を１通作成し、これを細則原本とする。

2　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

（細則の発効）

第１条　この細則は、令和５年６月１１日から効力を発する。

ラウンジ使用細則

（趣旨）

第１条　この細則は、リプレックス草津管理組合法人の管理規約（以下「規約」という。）第１７条（使用細則）の規定に基づき、リプレックス草津のラウンジの管理又は使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用者及び遵守義務）

第２条　このラウンジは、管理組合、区分所有者、占有者及び管轄官庁が使用できるものとする。

２　使用責任者は、ラウンジを使用する者に対し、規約及びこの細則を誠実に遵守させなければならない。

（ラウンジの用途）

第３条　ラウンジは、次の各号に掲げる目的のために使用するものとし、他の用途に供してはならない。

⑴　理事会その他の管理組合の運営に必要な会議等

⑵　官公庁、公共事業者、公益事業者その他これに準ずる機関が区分所有者等に対して行う説明会等

⑶　区分所有者等がその福利及び親睦を目的としてする交流活動又は集会等

⑷　その他区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するための使用

（使用不許可事項）

第４条　管理組合は、次の各号に該当する場合は、ラウンジの使用を禁止する。

⑴　特定の政治活動およびこれに類する行為を行う場合

⑵　特定の宗教活動およびこれに類する行為を行う場合

⑶　理事会がラウンジの使用が公序良俗に反し適当でないと判断した場合

（使用時間）

第５条　ラウンジの使用時間は、下記の通りとする。ただし、理事会の承認を得たときは、この限りでない。

⑴　平日　１５時～２０時

⑵　土曜日・日曜日・祝祭日及び繁忙期は、１３時まで軽食営業のため使用不可

※土曜日・日曜日・祝祭日及び繁忙期におけるラウンジの軽食営業は、令和２年４月１１日開催の第２８期第２回臨時総会、第３号議案「ラウンジサービスを当分の間、中止する件」が可決成立したことにより、令和２年４月１２日より中止となっています。

（使用申込み等）

第６条　ラウンジを使用しようとするときは、使用責任者１名を選任し、その者があらかじめ理事会に別記「ラウンジ使用申込書」（各種届出様式）を提出して申込みをしなければならない。申込みをしたラウンジの使用時間、使用用途等を変更しようとするときも同様とする。ただし、管理費等の滞納者及び、規約第72条第１項に該当する者は申請することができないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第３条第１号及び第２号に掲げる目的のために使用する場合の申込みは書面を要しない。

３　第１項の申込みは、使用する日の属する月の初日の１月前から受け付けるものとする。

（ラウンジの範囲）

第７条　この細則に規定するラウンジの範囲は、次頁記載の網掛けの範囲内とする。

（使用の承認又は不承認）

第８条　理事会は、ラウンジの使用申込みにつき承認又は不承認を決定し、ラウンジ申込み者へ通知する。

２　前項の場合において、同一の日及び時間につきその申込みが競合するときは、その優先権の順位は、第３条に掲げる順序に従う。同一の順序においてその申込みが競合するときは、その優先権の順位は、申込みの受付の前後による。

（使用の取消し）

第９条　使用責任者は、ラウンジの使用の申込みをした後に、その使用をしないこととなったときは、理事会に対し、すみやかに申込みをしたラウンジの使用を取り消す旨の申し出をしなければならない。尚、変更の申込みは、新たな使用の申込みとして取り扱うものとする。

（禁止事項）

第 10 条　使用責任者は、承認を受けた使用日時及び使用用途等以外にラウンジを使用してはならない。

（原状回復義務等）

第11条　使用責任者は、ラウンジの使用を終了したときは、直ちに什器備品、火気及び設備の整理又は点検並びにラウンジの清掃を行わなければない。

２　使用責任者は、ラウンジの使用により建物の部分、設備及び什器備品を汚損又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（事務の委託）

第 12 条　理事長は、この細則に定める事務の全部又は一部を、第三者に託することができる。

（細則外事項）

第 13 条　この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

（細則の改廃）

第14条　この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（細則原本）

第15条　本細則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の区分所有者が記名押印した細則を１通作成し、これを細則原本とする。

２　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

３　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

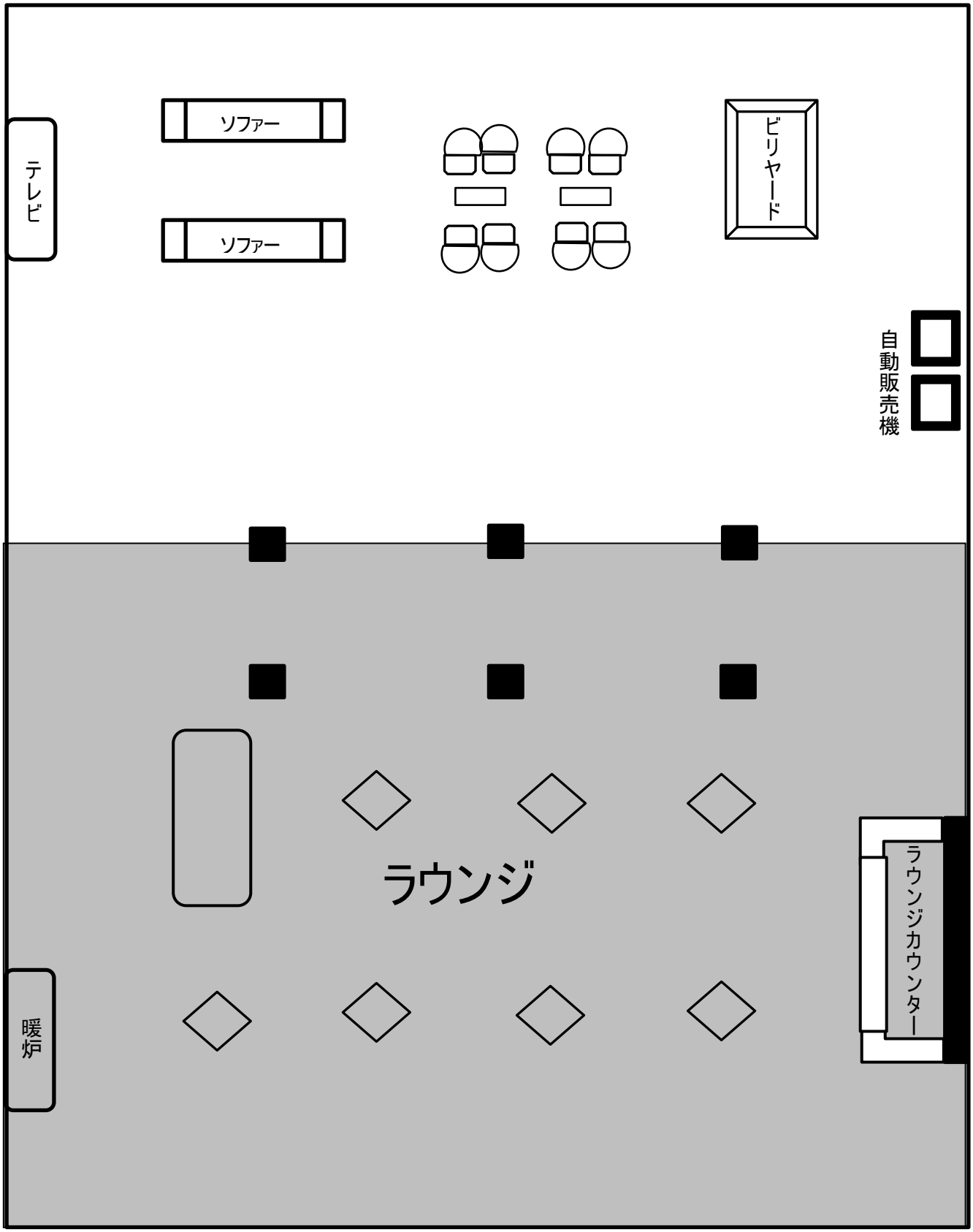
（細則の発効）

第１条　この細則は、平成１２年９月２６日に制定された。

この細則は、平成１２年１２月１日から施行する。

この細則は、平成３０年１０月１日から発効する。

（付図１）　　使用細則上のラウンジの範囲（網掛けの場所）



網掛けの場所を使用する場合は、使用細則に則り、届出のうえ利用すること。

ゲストルーム使用細則

（目的）

第１条　リプレックス草津管理組合法人管理規約（以下規約という）第17条（使用細則）に基づき、ゲストルームの管理又は使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この細則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　管理組合とは規約第6条（管理組合法人）第1項に規定するリプレックス草津管理組合法人（以下甲という）をいう。

⑵　繁忙期は年間を通し、特に利用が多い次の期間をいう。

ア）年末年始（12月29日から1月3日）

イ）ゴールデンウイーク（4月最終土曜日から5月5日）

ウ）お盆（8月13日から16日）

（利用資格）

第３条　区分所有者及び区分所有者より利用許可を受けたものであること。

２　区分所有者が、管理費等を滞納していないこと。

３　理事会が、特に承認したもの。

（申込者等）

第４条　ゲストルームの予約は、区分所有者が直接申込むものとし、利用者からの申込みは受け付けない。

（利用方法）

第５条　ゲストルームの利用人数は、原則１室５名までとする。

２　利用料金は、１泊１名２５００円（3歳以下無料）とする。

３　区分所有者又は利用者は、利用日の１週間前までに利用料金の合計金額を、管理組合法人名義の銀行口座へ振り込まなければならない。但し、予約から利用日が１週間以内の場合は、この限りではない。

４　チェックインは午後２時、チェックアウトは午前１０時とする。

５　１住戸１室、連続利用は２泊までとし、３泊以上は認めない。ただし抽選後及び滞在中に空き室がある場合は、この限りではない。

（申込方法）

第６条　繁忙期以外の申込みは、区分所有者が直接管理組合に、利用予定の１ヵ月前の当該日に電話又は管理組合事務室（午前9時から午後6時まで）へ申込むこと。但し、金曜日（祝祭日）と土曜日、土曜日と日曜日、日曜日と月曜日（祝祭日）の申込みは、利用予定日の４５日前から３２日前までの間に、官製葉書で管理組合事務室へ申込むこと。

２　利用申込みは確定した日程とし、仮の差し押さえ等の受付は行わない。

３　申込みにあたり、区分所有者名、部屋番号、利用目的、利用日、宿泊数、４歳以上及び３歳以下の宿泊人数および連絡先を官製はがきに記載すること。前項但し書きの場合も同様の内容を記載すること。

４　重複予約の場合、利用者の決定は予約受付開始日から２週間後（３１日前）の１７時頃に抽選を行い、当選者については、管理事務室よりすみやかに、電話にて連絡先へ通知する。

５　繁忙期は官製葉書に、前３項の申込書の内容に準じた項目を記載し、管理組合事務室へ申込むこと。

⑴　申込期間と抽選日時は下記の通りとする。

ア）年末年始の申込は11月15日～12月1日の間で、12月2日17時頃に抽選を行う。

イ）ゴールデンウイークの申込は3月15日～4月1日の間で、4月2日17時頃に抽選を行う。

ウ）お盆の申込は7月1日～7月15日の間で、7月16日17時頃に抽選を行う。

⑵　消印が申込期間内であっても抽選日時に間に合わない葉書は無効とする。

⑶　当選者については、すみやかに管理事務室から連絡先へ通知する。

（利用の取り消し）

第７条　利用日の７日目より以前にキャンセルした場合は、利用料金の返還を管理室フロントで行うが、７日目から当日までのキャンセルは、利用料金の返還は行わない。

２　利用の変更は１回のみとし、キャンセルから３ケ月以内の利用に限り変更できる。. 但し、キャンセルから３ケ月以内に予約をしない場合は、返還はしないものとする。

（標準備品）

第８条　ゲストルームに常備及びセットされているものは下記の通り。

寝具類　掛け布団・敷布団・毛布・掛けカバー・シーツ・枕カバー

（但し、掛けカバー・シーツ・枕カバーは２泊でも交換はしない。）

歯ブラシセット（泊数分）・ゴミ袋・日本茶セット・風呂マット・テレビ・ミニ冷蔵庫・座布団・冬季用電気こたつ

尚、アメニティ、寝具等の標準備品は、状況により変わる場合がある。

（遵守事項）

第９条　ゲストルームの利用申込区分所有者及び利用者は、次の事項を守らなければならない。

⑴　申込書に記載された利用者以外の利用または、申込み人数を超える利用
⑵　貸出しを目的とする各種媒体での告知・広告の禁止
⑶　ゲストルーム内での調理行為の禁止
⑷　利用申込者が居住する専有部分以外への無用な立ち入りの禁止
⑸　未成年者のみでの使用の禁止
⑹　喫煙の禁止
⑺　室内の汚損、損傷する行為
⑻　その他マンション管理規約、細則の遵守及びマンション利用者への迷惑行為の禁止

（利用状況の確認）

第１０条　申込者又は利用者によるゲストルームの利用が、本条に違反している疑いがある場合、理事長はもしくは理事長の指名する代理人が、区分所有者及び利用者に対し、ゲストルームの利用状況について聞き取りや照会等の確認・調査をする事が出来る。

（利用者責任）

第１１条　第１０条の確認・調査の結果、ゲストルームの利用に違反する事が合理的に判断できる場合、理事長又はその指定する代理人はゲストルームの利用を中止するよう勧告又は指示もしくは警告を行う事ができ、当該区分所有者及び利用者はこれに従うとともに、破損した場合の現状復帰等その全責任は、申込者である区分所有者が負い、解決するものとする。

（細則外事項）

第１２条　この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

（細則の改廃）

第１３条　この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。
ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（細則原本）

第１４条　本細則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の区分所有者が記名押印した細則を１通作成し、これを細則原本とする。

２　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

３　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

（細則の発効）

第１条　本細則は、平成５年９月２８日から施行するものとする。

改正細則は、平成１７年９月２４日から施行するものとする。

改正細則は、平成２３年９月２４日から施行するものとする。

改正細則は、平成３０年１０月１日から発効する。

ペット持込み細則

（目的）

第１条　本細則は、リプレックス草津(以下「当マンション」という。)内にペットを持ち込む場合、ペットを持ち込む区分所有者又は占有者（利用者を含む）並びにその家族（以下「飼主」という。）が遵守しなければならないルールを定めることにより、快適なリゾートマンションの環境を保持することを目的とする。

（持ち込み移動の条件）

第２条　当マンションの建物内においては、ペット専用のキャスター又はキャリーケースに入れてのみ共用部分に持ち込み移動することができる。但し、1 階ラウンジ・風呂場・トイレ・ランドリールーム・ゲストルームには持込むことはできない。ペットの移動に用いるペット専用のキャスター又はキャリーケースには、来館時にフロントで渡されるペット持込み許可書を第三者から見える所に掲げ、ペットが顔を出さないようにその蓋を閉めなければならない。

（遵守事項）

第３条　当マンションの清潔で静かな環境を保つために、飼主は当該各号を遵守しなければならない。

⑴　飼主はペットの生態を把握し、常に衛生面で良好に保つこと。

⑵　飼主は、法律で定められた予防注射及び登録を確実に行い、獣医師による健康診断、治療等を受け、持ち込むペットを常に健康に保つこと。

⑶　ペットは専有部分のみで管理すること。又、ペットが勝手に廊下、バルコニー等の共用部分に出ないよう管理すること。

⑷　ペットの排泄、ブラッシング及び洗浄は室内で行うものとし、その際は窓を開けないこと。

⑸　ペット用のベット等のペット用品はランドリーを使用しないこととし、違反が発覚した場合には行為者に対してフィルター交換費用の負担を求める。また、弁護士による訴訟費用等の負担も求める。

⑹　ペットの臭気・鳴き声等が他の区分所有者又は占有者（「利用者を含む」以下「居住者」という。）並びに近隣住民の迷惑にならないよう管理すること。

⑺　他の居住者及び近隣住民からペットに対する苦情が発生した場合は、速やかに自らその処理に当たらなければならない。

⑻　災害時にはペットの保護に努めるとともに、逃走させないように努力を払うこと。

⑼　長時間専有住戸を空ける場合は、専有住戸内にペットを残置してはならない。

⑽　その他、誠意を持って清潔で快適な当マンションの住環境を損なわない努力を払うこと。

（ペット持込みの届出）

第４条　飼主は、第2条第1項に規定する犬・猫等のペットを持ち込むときは、事前に理事長に「ペット持込み承認申請書」に必要書類を添付して申請しなければならない。

２　理事長は、本条第1項の申請があった場合は、申請が適正・妥当なものと判断した時は、登録証書を交付する。

３　申請者が、来館したときは、登録証書をフロントに提示し、組合法人から渡される許可書を受け取り、籠又はキャスターの見える場所に掲示しなければならない。

４　来館時に受け取った許可書は退館時にフロントへ返却しなければならない。

５　飼主が自己都合により当該ペットの持込を中止する場合は、理事長へ「ペット持込廃止申請書」を届出るものとする。

（違反に対する処置）

第５条　理事会は、飼主が本細則に定める事項に違反し、又は違反するおそれのある時は、是正のため必要な警告又は指示もしくは勧告を行うことができる。

２　前項の警告または指示もしくは勧告によってもなお改善が求められないと理事会が判断したときは、当該飼主に対してペットの持込禁止を求めることができる。

３　ペット持込み禁止を求められた者は、再度ペットを持込むことはできない。

（損害賠償）

第６条　ペットの持込に起因して、共用部分に対して、汚損・破損・傷害等が発生した時は、理由のいかんを問わず、当該飼主は一切の責任を負いその損害を賠償しなければならない。

（細則外事項）

第７条　この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

（細則の改廃）

第８条　この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（細則原本）

第９条　この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の総会に出席した組合員が記名押印した細則を１通作成し、これを細則原本とする。

２　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があった

ときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

（細則の発効）

第１条　本細則は、平成１２年９月２６日に制定された。

改訂細則は、平成１２年１２月１日から施行する。

改訂細則は、平成２０年９月２８日から施行する。

改正細則は、令和６年４月２０日から施工する。

管理組合役員・委員処遇の細則

（趣旨）

第１条　この細則は、リプレックス草津管理組合法人（以下「組合」という。）の役員及び委員の処遇に関して必要な事項を定めるものとする。

（報酬の支給）

第２条　組合は、役員及び委員に対しての活動に応ずる報酬を、次の各号のとおり支給する。

(1) 理事会及び委員会等は13時から17時（4時間）を基本とし、参加者に一時間あたり750円を支給する。なお、報酬の計算にあたっては拘束時間に応じて分単位で計算する。また、午前と午後に渡る場合には昼食のための弁当を提供する。

(2) 理事会が認めた会合参加には一時間あたり750円を支給する。

(3) 理事長には、連絡通信費として2千円／月を支給する。

(4) 次のいずれかの場合、ビジネスホテルの宿泊代実費を組合が負担し支給する。ただし、1泊12,000円を上限とする。宿泊代実費を支給する場合は領収書を添付して請求することとする。

①前泊を要する場合（居住地出発時刻が7時以前となる場合）

②公共交通機関を利用しての当日中の帰宅が困難な場合（居住地への帰宅が22時を超える場合）

③会議を2日間以上にわたり開催する場合の初日の宿泊

(5) 前号の報酬については、原則として当月分を翌月末までに支給する。

(6) 第1号の報酬については、組合費から支出する。

２　前項の報酬に関しては、収支予算案の作成時に毎年その支給額を予算に計上し、通常総会等の承認を得なければならない。

3. 支払い額の算出基準については、理事会で定める基準を別途定める。

（役員活動に伴う経費の精算）

第３条　組合は、役員及び委員の活動に応ずる必要経費を次の各号のとおり清算する。

⑴　活動に伴う通信費、消耗品費等の経費については、実費を支給する。

⑵　交通費は、上限を２万円とし、理事会で定める基準による実費を支給する。基準を定めるに当たっては、監事全員の同意を必要とする。尚、2日以上連続する場合は1度のみの支給とする。

⑶　第１号の経費については、組合費から支出する

２　前項の経費に関しては、第２条第２項と同様の規定とする。

３　役員及び委員は、第１項第１号に規定する経費の精算を受けようとする場合には、必要に応じて領収証等の支払いを証明する書類を提出するものとする。

（規則原本）

第４条　本細則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の区分所有者が記名押印した細則を１通作成し、これを細則原本とする。

２　本細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

３　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

（細則の発効）

第１条　本規則は、平成１５年６月１日（第１１期臨時総会）に於いて制定し、実施時期は第１２期の理事会役員・委員からとする。

第２条　一部改定規則は、平成１７年９月２４日に改定し、実施時期は第１４期理事及び委員からとする。

第３条　一部改訂規則は、平成２７年９月２７日に改訂し、第２４期理事及び委員からとする。

第４条　改定規則は、平成３０年１０月１日から施行する。

第５条　規則を細則に名称変更を行う。

第２条　改定細則は、令和６年４月２０日から施行する。

駐車場使用細則

（趣旨）

第１条　リプレックス草津管理組合法人管理規約（以下「規約」という）第１８条（駐車場の使用）に規定する駐車場の管理又は使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この細則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　管理組合　規約第６条（管理組合法人）第１項に規定するリプレックス草津管理組合法人（以下甲という）をいう。

⑵　車両　道路運送車両法第２条に規定する軽車両を除いた自動車及び原動機付自転車をいう。

⑶　バイク　道路交通法第２条二十三に規定する大型自動二輪車、普通自動二輪車、および原動機付自転車をいう。

⑷　障害者　障害者基本法第２条で定義している障害者をいう。

（使用可能な車両）

第３条　この駐車場は、規約第１８条により、リプレックス草津利用者（区分所有者、専有部分利用者、ゲストルーム利用者）専用の駐車場で、甲が認めた車両及び甲が特に必要と認めた車両（工事関係車両等）以外は駐車する事は出来ない。

２　道路運送車両法、道路交通法により、公道を適法に走行できる車両であること。

３　駐車スペースに収まる大きさの車両であること（自動二輪車、原動機付自転車が同一スペースに収まれば、同一スペースに駐車する事が出来る）

４　バイクは管理組合が指定したバイク駐車スペースに駐車しなければならない。ただし、自動車とバイクが同一駐車スペースに収まれば、自動車と同一スペースに駐車する事が出来る）

（使用の申し込み）

第４条　駐車場使用者は、駐車スペースに駐車した後、管理組合事務所の駐車申込書に必要事項を記入し、駐車カードを受領すること。

２　管理組合が指定した障害者専用駐車スペースを利用する場合には、障害者である事を証明できる書類等を受付の際に提示し、前項と同様駐車申込みを行い、駐車カードを受領すること。

（使用者の義務）

第５条　駐車場使用者は、本細則を厳守し、甲の指示に従わなければならない。

２　管理組合事務所より交付される駐車カードは、車のフロント等の見やすいところに置かなければならない。

３　車を離れる際は、ドアの施錠、アンテナの格納等盗難・損傷防止に努めなければならない。

４　駐車場内においては、退場車両を優先すること。

（使用期間の制限）

第６条　継続して駐車する場合の最長期間は３０日を限度とし、それを超えて駐車する場合は、新に駐車場継続使用申込書を理事長に提出し、承認を得なければならない。

（駐車場使用者の責務）

第７条　駐車場の使用に際し、事故、盗難等は自己責任とし、甲は一切の責任を負わない。

２　駐車場使用者の故意又は過失により、共有施設並びに他の車両に損害をあたえた場合、その因果関係にさかのぼって、賠償しなければならない。

（禁止事項）

第８条　駐車場使用者は、駐車場に工作物を設置し、又はガソリン、オイル、バッテリー、タイヤその他の物品を放置してはならない。

２　警笛・空吹かし、その他他人に迷惑を及ぼす騒音を、出来る限り発しないこと。

（明渡し等）

第９条　駐車場使用者が本細則に違反したときは、直ちに駐車場を明け渡さなければならない。

２　管理組合は、違反車両に対して、一日当たり千円の駐車料金を申し受けることができる。

３　前１項の義務を履行しない場合にあっては、管理組合は自ら車両及び残置物の移動その他の必要な措置を講じ、又は第３者をしてこれを講じさせ、その費用を当該駐車場使用者又は前項の義務を履行しない者（以下この条において「義務者」という）から徴収する事ができる。

４　前項の規定により措置するには、相当の履行期間を定め、その期限までに履行されない時は、当該措置をなすべき旨を示して、あらかじめ義務者に通知を発しなければならない。

５　義務者が前項の期限までにその義務を履行しない時は、理事長は総会の決議を得て、当該措置を講ずる時期及び当該措置に要する費用の概算による見積額を示して、義務者に通知を発するものとする。
６　規約第４５条（招集手続）第２項及び第３項の規定は、前二項の通知に準用する。

（細則外事項）
第10条　この細則に定めのない事項については、規約又は他の使用細則等の定めによる。

（細則の改廃）
第11条　この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（細則原本）
第12条　本細則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の区分所有者が記名押印した細則を１通作成し、これを細則原本とする。
２　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
３　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則
（細則の発効）
第1条　この細則は、平成５年９月２８日から効力を発生する。
平成１７年９月２４日から改定施行する。
平成３０年１０月１日から改定施行する。

文書の管理・保存・廃棄及び開示に関する規則

（趣旨）

第1条　この規則は、リプレックス草津管理組合法人（以下「組合」という。）の管理規約（以下「規約」という。）第５２条及び第６６条並びに第７７条に基づき、文書保存と廃棄処分を適切に行い、事務の合理的運営に資することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（文書の管理）

第２条　組合が業務遂行上入手発行した文書は、全て保管する。

（文書の主管）

第３条　文書の主管は理事長とする。ただし、文書管理の権限を管理部長に付託し、日常的な文書の管理は管理部長が遂行する。

⑴　文書庫の鍵は理事長及び管理部長が保管管理する。

⑵　組合が入手発行等した文書は全て文書庫で保管する。

⑶　文書庫内（ロッカー）の配置は、「業務基準マニュアル」に定めるものとする

（文書の保存）

第４条

⑴　組合が業務上入手・発行等した文書は、全て文書庫で保管する。

⑵　一定の事務処理を終えた文書は、速やかに文書名、保存期間を明記し、「文書保管基準」に則り保存しなければならない。

⑶　「文書保管基準」は別途、業務基準マニュアルに定めるものとする。

（文書の廃棄）

第５条

⑴　文書を破棄する場合には、廃棄文書台帳に記入し理事長の決裁を受けなければならない。また、文書廃棄は原則として焼却廃棄する。焼却できない場合は裁断廃棄する。

⑵　廃棄する文書が電子データの場合は、前項同様廃棄文書台帳に記入し、理事長の決裁を受けた後、電子的に消去し、焼却又は裁断を行ない廃棄とする。

⑶　保存期間中であっても、理事会が保存する必要がないと判断した場合は、本条の処分方法により破棄することができる。

⑷　保存期間経過後も保存が必要な文書については、理事会が保存に必要な　期間を定めて保存を継続するものとする。

（文書の公開・非公開）

第６条　文書の閲覧については当該各号によるものとする。

⑴　個人に関する文書（居住者及び管理室職員等）は開示しない。

⑵　１号以外は全て開示するものとする。

⑶　区分所有者が開示を求める場合は、申請書に必要事項を記入し管理室職員の指示に従って開示を受けるものとする。

（規定外事項）

第７条　本則に定めのない事項については、規約又は総会の決議で定められたところによる。

（規則の改廃）

第８条　本則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この規則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（規則原本）

第９条　本則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の区分所有者が記名押印した規則を１通作成し、これを規則原本とする。

２　本則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

３　理事長は、所定の掲示場所に、規則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

（規則の発効）

第１条　この規則は、平成２７年９月２８日から効力を発する。

この改定規則は、平成３０年１０月１日から効力を発する

共同浴場使用細則

（趣旨）

第１条　この細則は、リプレックス草津管理組合法人の管理規約（以下「規約」という。）第17条（使用細則）に基づき、共同浴場の管理又は使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この細則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　「真湯」とは、温水器で沸かしたお湯を、かけ流しで配湯した大浴場をいう。

⑵　「リプレの湯」とは、草津町から配湯される、万代鉱の源泉かけ流し温泉浴場をいう。

（利用資格）

第３条　利用できる者は、次の各号に定めるところによる。

⑴　区分所有者及びその家族並びに同居人

⑵　占有者及びその同居人

⑶　ゲストルーム利用者

⑷　理事会が特に承認したもの（管理業務の従事者等）

（共同浴場の運営）

第４条　真湯及びリプレの湯の開湯日時は、別途定めるものとする。

２　開湯日時のお知らせは、館内の掲示板、エレベータ内に掲示、また草津便りへも掲載するものとする。

３　連休、繁忙期（GW、お盆、年末年始）は、その都度開湯日時を定める。

４　リプレの湯は入口に向かって左側（南側）を男性専用とし、右側（北側）を女性専用とする。入れ替え制は実施しない。真湯は入口に向かって左側（小浴室）と、右側（大浴場）を男女交互に利用する。入れ替えの運用方法は理事会において定める。

（入浴者の制限）

第５条　共同浴場においては、次の各号に掲げる者の入浴を禁止する。

⑴　伝染性の疾病にかかっている者及びその疑いのある者

⑵　看護人を必要とする老幼者等の介助者不在による入浴

⑶　医師から温泉等への入浴を制限されている者

２　管理費、修繕積立金等が３ヶ月滞納となった者は、滞納額の全額を支払うまで共同浴場入口ドアーの電子錠を不能とし、共同浴場の利用を禁止する。

（浴場内の禁止事項）

第６条　共同浴場の利用者は、衛生及び風紀を重んじ入浴マナーを守り、次の行為をしてはならない。

⑴　撮影可能機材を持ち込むこと（撮影の禁止）
⑵　洗濯等をすること
⑶　洗い場での歯磨きをすること
⑷　飲酒並びに酩酊状態で入浴すること
⑸　浴場内の備品を持ち出すこと
⑹　湯船にタオル入れること
⑺　湯船で体を洗うこと
⑻　シャワー使用時、他人へ掛からないよう注意すること
⑼　濡れた体で脱衣場に入ること（タオルで体をよく拭いて入る）
⑽　脱衣場及び浴槽内のゴミ箱におむつ等、捨てること
⑾　10歳以上の男女を混浴させること
⑿　集団で長時間浴場を占拠すること
⒀　浴室で走る、飛び込む、泳ぐこと
⒁　周囲に迷惑をかけないこと
⒂　その他入浴マナーの遵守

（規約外事項）

第７条　この細則に定めない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

（細則の改廃）

第８条　この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（規約原本）

第９条　この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の区分所有者が記名押印した細則を１通作成し、これを細則原本とする。

２　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

３　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

（細則の発効）

第１条　この細則は、平成３０年１０月１日から発効する。

第２条　改正細則は、令和１年１２月１５日から発効する。

スキーロッカールーム使用細則

（趣旨）

第１条　リプレックス草津管理組合法人の管理規約（以下「規約」という。）第17条（使用細則）に基づき、スキーロッカールームの管理又は使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用範囲）

第２条　各区分所有者（組合員）及び占有者並びにその家族は、スキー道具等を所定の部屋番号ロッカー内に収納し、使用するものとする。

２　無断で所定のロッカー以外のスペースに、前項の道具及び荷物等を放置してはならない。

（ロッカー以外の使用）

第３条　組合員及び占有者並びにその家族は、スキー道具等に限り所定のロッカーに収納できない場合は、管理組合（管理室）へ届け出て、次の手続きにより、管理組合が指定する場所へ置くことができる。ただし、使用期日が終了したら、速やかに撤去するものとする。

⑴　管理室へ届け出て、荷札へ必要事項を記載し道具等に添付する

⑵　記載事項は、部屋番号・組合員名・電話番号・本人名・届出日・利用期間

⑶　指定する場所へ置いても、白壁への立掛けは禁止とする

（使用者の責務）

第４条　使用に際し、故意又は過失により共用施設及び他に損害をあたえた場合、その因果関係にさかのぼって賠償しなければならない。

２　事故、盗難等については自己責任とし、管理組合法人は、一切の責任を負わないものとする。

（規約外事項）

第５条　この規則に定めない事項については、規約及び総会で定められたところによる。

（細則の改廃）

第６条　この規則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（細則原本）

第７条　本細則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の区分所有者が記名押

印した細則を１通作成し、これを細則原本とする。

２　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

３　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

（規約の発効）

第１条　この細則は、平成３０年１０月１日から発効する。

防犯カメラ運用細則

（趣旨）

第１条　この細則は、リプレックス草津管理組合法人の管理規約（以下「規約」という。）第7条（規則・細則の制定）に基づき、対象物件内に設置する防犯カメラの管理、運用等に関し規定するとともに、組合員等の個人情報及びプライバシー保護のために必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　防犯カメラの設置は、リプレックス草津マンション内における犯罪及び汚損・毀損行為等の防止・抑止を図り、防犯性の確保及び管理組合の財産の維持保全に資することを目的とする。

（組合員等の権利及び義務）

第３条　組合員及び管理組合に届出のあった占有者（以下、「組合員等」という。）並びにそれらの同居人は、この細則に基づく権利を有し、義務を負うものとする。

（設置等）

第４条　防犯カメラの新設、増設、全面撤去、一部撤去又は取付位置の変更については、総会の決議を経るものとする。

２　防犯カメラ設置角度の変更については、理事会の決議を経るものとする。

３　防犯カメラの映像の記録の範囲は共用部分等及び敷地とする。

４　防犯カメラの設置及び稼働中の表示を、必要な場所に掲示するものとする。

（録画及び記録映像の保存）

第５条　防犯カメラによる録画は、保守点検又は故障等の場合を除き、常時行うものとする。

２　防犯カメラによる記録映像の保存期間は、１５日間以上保存するものとし、保存期間が経過した記録映像は消去する。ただし、理事会は、必要に応じて、この保存期間を延長することができる。

（保守）

第６条　管理組合は、防犯カメラの機器を適正に保守するものとする。

２　管理組合が前項の業務を第三者に委託する場合には、その委託契約において、適正な保守が確保される旨を定めるものとする。

（記録映像の閲覧）

第７条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、理事会の決議を経て、防犯カメラの記録映像を閲覧することができる。ただし、理事会の決議を経る時間的余裕がないときは、理事長の判断により理事長、理事長以外の１名以上の役員及び理事会が必要と認める関係者の立会いのもとで閲覧することができる。この場合、理事長は、事後速やかに理事会に報告しなければならない。

⑴　犯罪行為、汚損・毀損行為が発生した場合

⑵　前号の行為の予防保全措置を講じる必要が極めて高いと認められる場合

⑶　その他、管理組合、組合員等又はそれらの同居人が警察署に届け出た事項であって、理事会が必要と認めた場合

２　前項の防犯カメラの記録映像を閲覧する場合には、理事長、理事長以外の１名以上の役員及び理事会が必要と認める関係者の立会いのもとで行う。

３　前項の規定に基づき、防犯カメラの記録映像を閲覧した者は、映像内容及び関連情報について知り得た事項についての守秘義務を負う。

（組合員等からの閲覧申請）

第８条　組合員等が、自らの所有物等に前条第１項各号のいずれかに該当する場合において、防犯カメラの記録映像の閲覧を希望する場合は、別記様式第１４による申請書を理事長に提出してしなければならない。

２　理事長は、申請書を受け取ったときは、遅滞なく、申請の適否について理事会の決議を経なければならない。ただし、理事会の決議を経る時間的余裕がないときは、理事長の判断によることができる。この場合、理事長は、事後速やかに理事会に報告しなければならない。

３　前項において、理事長は、前条第１項各号に該当しないときには、申請を却下するものとする。また、前条第１項各号に該当する場合であっても、申請者が閲覧する必要がないと判断されるときには、申請者の閲覧を拒否することができる。

４　第５条第２項の規定にかかわらず、理事長は第１項の申請があった場合には、申請の適否が決定するまで、その日時の記録映像を保存するものとする。

５　防犯カメラの記録映像を申請者に閲覧させる場合は、理事長がその場所、日時を指定することができる。

６　防犯カメラの記録映像を申請者に閲覧させる場合は、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

７　申請者の同居者が、防犯カメラの記録映像の閲覧を求める場合は、申請者もその閲覧に立ち会わなければならない。

８　第２項の適否の通知は、別記様式第１５によるものとする。

（記録映像の閲覧又は複製提供）

第９条　管理組合は、警察署から書面により記録映像の閲覧を求められ、又は記録映像複

製の提供を求められた場合には、理事会の決議を経て、これを閲覧させ、又は提供することができる。ただし、理事会の決議を経る時間的余裕がないときは、理事長の判断により閲覧させ、又は提供することができる。この場合、理事長は、事後速やかに理事会に報告しなければならない。

（細則外事項）

第10条　この細則に定めのない事項については、規約又は他の細則等の定めによる。

（細則の改廃）

第11条　この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（規約原本）

第12条　本細則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の区分所有者が記名押印した細則を１通作成し、これを細則原本とする。

２　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

３　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

（規約の発効）

第１条　この細則は、平成３０年１０月１日から効力を発する。

管理費等の徴収及び滞納処理細則

（趣旨）

第１条　この細則は、リプレックス草津管理組合法人の管理規約（以下「規約」という。）に定める管理費等及び使用料の徴収ならびに滞納管理、滞納金の督促ならびに遅延損害金及び督促に要した費用の請求等について、規約第75条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この細則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　管理費等　規約第27条（管理費等）に規定する管理費等をいう。

⑵　使用料　規約第32条（使用料）に規定する使用料をいう。

⑶　理事長　規約第40条（理事長）に規定する理事長をいう。

⑷　組合員　規約第33条（組合員の資格）に規定する組合員をいう。

⑸　会計担当理事　規約第37条（役員）に規定する会計担当理事とする。

⑹　滞納　規約第62条（管理費等の徴収）第１項に定める期日（以下「納付期限」という。）までに管理費等及び使用料を納付しないことをいう。

（管理費等及び使用料の徴収）

第３条　管理組合は、管理費等及び使用料について、組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法により、規約第64条に定める管理組合の預金口座に受け入れることとし、当月分は前月の27日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。

２　前項の規定に関わらず、管理組合が第三者に管理費等及び使用料の徴収業務を委託する場合は、管理組合と当該第三者との間の契約の定めによるものとする。

３　組合員は、納付した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることはできない。

（収納状況及び滞納者等の管理）

第４条　会計担当理事は、前条第1項の規定に基づき徴収する管理費等及び使用料の収納状況を毎月適時に確認する。

２　会計担当理事は、前項の規定により管理費等及び使用料の滞納状況を把握し「滞納管理費等管理表」等により滞納者、滞納理由、滞納金等を管理するものとする。

３　会計担当理事は、本細則第5条に基づき実施した督促等の内容及び滞納金の収納状況等について「滞納管理費等管理表」等により管理するものとする。

4　会計担当理事は、前3項に定める収納状況、滞納者、滞納理由、滞納金、督促状況等について、必要に応じて理事長に報告するとともに、理事長の指示により理事会で報告するものとする。

5　理事長は、必要に応じて通常総会において管理費等及び使用料の滞納の有無、滞納件数、滞納額、督促状況等を報告するものとする。

（滞納管理費等及び使用料の督促・法的措置）

第５条　理事長は、前条に定める「滞納管理費等管理表」等に基づき、管理費等及び使用料を滞納している組合員に対し、次の各号に定める方法により督促し、又は法的措置をとるものとする。

ただし、管理組合が第三者に管理費等及び使用料の徴収業務を委託する場合は管理組合と当該第三者との間の契約の定めによるものとする。

⑴　滞納発生から1～3ヶ月程度の滞納者に対しては、通常文書、電話又は訪問、内容証明郵便等により督促を行う。

⑵　滞納発生から4ヶ月～6ヶ月程度の滞納者に対しては、法的措置(支払督促、少額訴訟等)を追行するものとする。

⑶　滞納発生から６ヶ月を超える滞納者に対しては、通常訴訟等の法的措置を追行するものとする。

⑷　区分所有法第7条に基づく先取特権の実行又は前2号に定める方法により取得した判決等の債務名義に基づく強制執行の申立。

2　理事長は、前項各号の規定に関わらず、滞納者ごとの滞納理由及び滞納状況等に応じた方法により督促することができる。

（法的措置の追行）

第６条　理事長は、規約第62条第3項の規定に基づき、管理費等及び使用料の請求に関して、理事会の決議に基づき、管理組合を代表して、前条第1項第2号から第4号までに定める訴訟その他法的措置を追行することができる。

2　前項に定める法的措置の追行に際し弁護士等に委任する場合は、理事会の決議を得るものとする。また、次期総会に報告をしなければならない。

3　理事長は、第1項の規定に基づき訴訟その他法的措置を追行する場合は、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。

（遅延損害金の計算及び請求）

第７条　遅延損害金は、納付期限までに管理費等及び使用料が納付されなかった場合、納付期限の翌日から起算した滞納日数及び規約第62条第2項に定める遅延損害金の率に基づき計算するものとする。

２　前項の計算は「単利方式」によるものとし、計算された遅延損害金に１円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
３　理事長は、理事会の決議を得て、前2項により計算された遅延損害金を本細則第5条に基づく滞納金の督促に加算して請求することができる。

（遅延損害金の免除）
第８条　理事長は、「滞納管理費等管理表」等により滞納理由及び滞納状況等を確認し、やむを得ない事情等があると認められる場合は、理事会の決議を得て、当該滞納者に対する遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

（滞納金一部入金の充当方法）
第９条　管理組合と滞納者の間で事前合意がなく管理費等及び使用料等の滞納金の一部が入金された場合、理事長は、当該一部入金の充当方法について検討し理事会の承認を得るものとする。
２　理事長は、理事会で承認された充当方法により充当することについて、当該滞納者との間で合意を得るよう努めるものとする。

（督促及び徴収の諸費用の請求）
第10条　理事長は、理事会の決議を得て、管理費等及び使用料の滞納者に対し、滞納督促に係わる切手代、印紙代、弁護士相談料等の費用を加算して請求することができる。

（弁護士費用の請求）
第11条　理事長は、理事会の決議を得て、管理費等及び使用料の滞納者に対し、その支払いを求めて弁護士に委任して訴訟等を提起した場合、当該滞納者に対し、弁護士費用を請求することができる。

（遅延損害金、督促及び徴収の諸費用、弁護士費用の充当）
第12条　本細則第7条、第10条、第11条に基づき請求した遅延損害金、督促及び徴収の諸費用、弁護士費用が納入された場合は、管理費に充当するものとする。

（規定外事項）
第13条　本細則に定めのない事項については、規約又は総会の決議で定められたところによる。

（細則の改廃）
第14条　本細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。た　だし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（細則原本）

第15条　本細則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の区分所有者が記名押印した細則を１通作成し、これを細則原本とする。

２　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

３　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

（細則の発効）

第1条　本細則は、平成３０年１０月１日から効力を発するものとする。

ボランティアスタッフ運用細則

（趣旨）

第１条　この細則は、リプレックス草津管理組合法人（以下「組合」という。）の管理規約（以下「規約」という。）第35条（業務）の規定に基づき、ボランティアの活用が行われる際に要する費用等について、規約第75条（細則）により必要な事項を定めるものとする。

（対象範囲）

第２条　組合がボランティアを対象とする業務は、当該各号に定めるところによる。

⑴　共用施設、敷地の維持管理等の作業

⑵　組合及び理事会開催のイベント等

⑶　組合及び理事会の調査活動

⑷　その他理事会が必要と認めるもの

（ボランティアスタッフ）

第３条　組合が依頼できるスタッフは、当該各号に定めるところによる。

⑴　組合員（区分所有者）及び占有者並びにその家族

⑵　その他理事会が必要と認めた者

（スタッフの責務）

第４条　業務遂行に伴う不測の事故等については、自己責任とし組合は一切の責任を負わないものとする。

（費用等）

第５条　ボランティア活動及び支援は、原則として無償とする。ただし、業務により発生又は、必要とした費用等については、組合の組合費から支払うものとする。

（守秘義務）

第６条　ボランティアスタッフは、活動及び支援に従事する場合は、当組合の役員と同じ善意の管理義務をもって行うものとし、活動に関する守秘義務を負うものとする。

（規定外事項）

第７条　本細則に定めのない事項については、規約又は総会の決議で定められたところによる。

（細則の改廃）

第８条　本細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（細則原本）

第９条　本細則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の区分所有者が記名押印した細則を１通作成し、これを細則原本とする。

２　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

３　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

（細則の発効）

第１条　この細則は、平成３０年１０月１日から施行する。

秘密保持規則

（定義）

第１条　本規則において使用する秘密保持情報とは、理事会等（以下理事会・各委員会・理事長会を言う）において配布された資料、理事会等で説明された事項・理事会等で審議検討された情報の全てを総称していう。

（目的以外の禁止）

第２条　理事会等のメンバーは、理事会等の目的以外に秘密情報を使用しないものとする。

（秘密保持）

第３条　理事会等のメンバーは、秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による理事会等の承諾なくして、組合員並びに第三者に秘密を漏洩してはならない。

（秘密事項の管理及び義務）

第４条　理事会等のメンバーは、本秘密情報を自己の責任において厳密に管理する。

（複製の制限）

第５条　理事会等のメンバーは、本件目的の範囲を超える目的のために、秘密情報の一部または全部を複製してはならない。

（損害賠償責任）

第６条　理事会等のメンバーは、自己の責めに帰すべき事由により、本秘密情報を漏洩した場合には、管理組合法人に対する損害賠償責任を負い、本秘密情報を記載した書類の回収等適切な処置を講ずるとともに、本秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後処置に最善を尽くすものとする。

（秘密保持期間）

第７条　理事会等のメンバーとならなくなった日以降も秘密を保持するものとする。

（協議）

第８条　本規則に定めのない事項に関し疑義を生じた場合は、当事者協議の上、相互協調の精神を以てその解決に当たるものとする。

（付則）

第１条　本規則は、平成２１年１０月１日から効力を発する。

第２条　改定規則は、令和１年１０月１日から効力を発する。

ホームページ運営細則

（趣旨）

第１条　本細則は、リプレックス草津管理組合法人（以下「組合」という。）のホームページ（以下「ＨＰ」という。）の運用・管理について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　組合のＨＰは、リゾートマンションであるリプレックス草津の沿革や施設等の紹介及び、周辺と地域情報等を広く開示することにより、資産価値向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第３条　ＨＰとは、インターネット上で誰もが閲覧できる複数の画面で構成されたページをもつ、情報公開システムをいう。限られた条件下での情報公開システム（組合の組合員向け専用など）は対象外となる。

（情報の種類）

第４条　ＨＰに掲載する情報の範囲は次の通りとする。

① 基本情報（法人名、所在地、電話番号）
② 管理組合法人組織に関する事項で、主として管理組合規約・諸規則・総会議事録・理事会議事録・長期修繕計画資料等理事会で認める諸資料
③ 沿革・施設・設備の紹介
④ 周辺情報（町役場の情報）
⑤ アクセスマップ
⑥ オーナーにとって親睦及び有益となり得る情報
⑦ その他、マンションの価値向上に資すると理事会が認めた情報

（発信制限情報）

第５条　次のいずれかに該当する情報は、ＨＰに掲載してはならない。

① 個人情報（議事録掲載に関しての個人情報とは、氏名・部屋番号・相見積り取得時の会社名〈Ａ社Ｂ社Ｃ社と表記〉・銀行口座等）
② 第三者を誹謗、中傷、第三者に不利益等をもたらす情報
③ 人権侵害、差別又は名誉棄損となる情報
④ 営利を目的とした情報
⑤ 特定の政党、宗教団体等の宣伝、布教を目的とした情報
⑥ 法律や公共の福祉に反する情報
⑦ その他、理事会が不適切と判断した情報

（知的所有権の保護）

第６条　作者が限定されるコンテンツや著作権等に係る知的所有物をＨＰに掲載する場合は必ず知的所有者の同意を得た上で行い、著作権及び肖像権等の侵害に当たらないよう留意しなければならない。

（管理及び運営）

第７条　ＨＰの管理（ＨＰに掲載する文言の内容を含む）は、理事会とし理事長の指示のもと管理会社が運営を行なうものとする。

① ＨＰは、毎年、効果等について理事会で協議する。
② 理事会は、ＨＰの設置、運用並びに維持管理について、その一部または、全部を業務委託および業務を請け負わせることができる。
③ ＨＰの作成・変更・削除は、理事会の承認を得て行うものとする
④ 総会議事録・理事会議事録は、公開用（個人情報を伏せた議事録）を掲載する。
⑤ ＨＰに掲載の総会議事録・理事会議事録は、無断転用・コピーは不可とする。
⑥ 総会議事録・理事会議事録にも閲覧用パスワードを設定する。
⑦ 総会議事録・理事会議事録の掲載期間は、掲載日より１年間を基本とし、半年毎の見直しを行う。
⑧ News欄は、直近のお知らせ他を掲載、日付指定のあるものは、期日が過ぎ次第削除する。
⑨ その他資料等の掲載期間については理事会で都度検討する。
⑩ ＨＰの費用は、管理費から充当するものとする。

（規定外事項）

第８条この規定に定めるもののほか、必要な事項が発生した場合は理事会にてその都度検討し、別に定める。

（規定の改廃）

第９条　この細則の改廃は、総会の決議により行うものとする。

附 則

（細則の発効）

第10条　本細則は、令和１年１０月１日より施行する。

第11条　改正細則は、は令和７年５月１７日より施行する。

エアコン設置・使用細則

（趣旨）

第 1 条　リプレックス草津管理組合（以下「組合」という。）は，快適な共同生活を維持するために、リプレックス草津管理規約（以下「規約」という。）に基づき、エアコン設置の条件を満たす事を前提に、当該組合員の責任・負担で設置・維持管理ができるよう、次の通りエアコン設置・使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

（設置の条件）

第 2 条　限られた面積のベランダにエアコンを設置するため、当該組合員が設置業者に対し 2 項の設置条件を満たしていることの確認を取り、当該組合員の責任で設置することができる。

2　当該組合員は、第 23 条（敷地及び共有部分等の管理に関する責任と負担）に則り、理事長に下記の設置条件に違反していない事の確認書面及び工事図面を当該組合員・設置業者連名で届け出ること。但し、管理規約第 23 条第 4 項の「第 3 項」を除く。

⑴ 室外機の設置については、避難経路の確保、避難梯子の操作等消防法、消防施行規則等の法律に違反していないこと。

⑵ 建築構造を支える梁、柱、土台、筋交い、壁などの構造躯体（構造体力上主要な部分）に穴をあけないこと。

⑶ 配管は、主に空気孔、排気孔を利用し、外観に配慮（外部配管の固定、外部配管は壁と類似色（日塗工番号 N-77、日本ペイント EN-77 または同等の色）にペイント）すること。また、銅管及び室外機内部コンデンサー等については、硫化水素による腐食防止対策として、耐酸塗装を施すこと。

⑷ サッシ、ガラスブロックの利用は、雨漏りの原因にもなるので、使用できない。
但し、空気孔、排気孔を利用しても配管できない場合、サッシの一部にアルミ板を設置し利用することができる。

⑸ 室内機からの排水は、室内またはベランダに受皿等を置き、排水を垂れ流さないこと。

⑹ エアコンの騒音、振動については、振動吸収盤などの設置を考慮すること。

⑺ 緊急時の避難経路確保により、パネルを蹴破るなどでエアコン等が損傷することを了解の上設置すること。

⑻ 設置する部屋の上階または下階の組合員と連携し、避難梯子の操作性・避難経路の確保について確認すること。

（運用条件）

第 3 条　エアコンを設置する当該組合員は、エアコンの運用（使用・維持・管理）等については、快適な共同生活を維持するため、常に振動、騒音、漏水、外観等に注意し、問題が発生した場合、自らの責任と負担で問題を解決しなければならない。

⑴ 他の組合員がエアコンの運用等について問題を申告する場合、申告者は「エアコン取次表」を組合に提出し、組合は「エアコン取次表」により当該設置組合員へ連絡する

とともに、理事長に報告すること。

⑵ 組合より連絡を受けた当該設置組合員は、申告者と話し合い等を行い、自らの責任と負担で問題を解決すること。

⑶ 問題が解決した場合、申告者は、解決した内容を組合へ報告すること。

⑷ エアコン設置申請書類と実際の設置と相違している場合は、管理規約第 23 条（敷地及び共用部分等の管理に関する責任と負担）に則り、設置した当該組合員の責任と負担で申請内容と合致するよう現状復帰すること。但し管理規約第 23 条第 4 項の「第 3 項」を除く。

当該組合員が、現状復帰に応じない場合は、理事長の指示により組合が現状復帰し、復帰にかかった費用は全て当該組合員の負担とする。

⑸ 本細則の施行以前にエアコンを設置している部屋について、本細則施行後は、理事長に設置条件を満たしている事の書面及び工事図面の届け出を設置業者連名で速やかに行うこと。また、本細則に違反し、工事等が必要な場合は、本細則の効力発生後半年以内に改善し本細則を遵守すること。改善されない場合は、前（4）を適用する。

⑹ 年 1 回の消防点検でエアコン設置に問題があると指摘された場合、設置した組合員は速やかに問題を解消しなければならない。

（細則外事項）

第 4 条　この細則に定めのない事項については、規約および総会の決議で定められたところによる。

（細則の改廃）

第 5 条　この細則の変更または廃止は、総会の決議を経なければならない。

ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（細則原本）

第 6 条　本細則を証するため、理事長及び理事長の指名する 2 名の区分所有者が記名捺印した細則を 1 通作成し、これを細則原本とする。

2　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者または利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3　理事長は、所定の掲示板に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

（細則の発効）

第７条　この細則は、令和１年１０月１日から施行する。

管理費等に関する細則

（趣旨）

第１条　リプレックス草津管理組合法人の管理規約（以下「規約」という。）第27条（管理費等）に基づき、管理費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理費等一覧表）

第２条　管理規約第27条第3項に基づき、住戸番号別管理費等一覧表を次のとおり定めるものとする。

室番号 （号室）	専有面積 （壁芯） （㎡）	管理費 （月額/円）	修繕積立金 （月額/円）	組合費 （月額/円）	温水水道 使用料 （月額/円）	管理費等計 （月額/円）
101	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
102	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
103	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
104	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
105	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
106	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
107	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
108	44.32	12,425	8,420	500	2,500	23,845
109	76.94	21,560	14,620	500	2,500	39,180
110	56.84	15,935	10,800	500	2,500	29,735
111	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
112	32.48	9,080	6,170	500	2,500	18,250
113	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
114	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
115	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
116	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
117	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
118	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
119	32.48	9,080	6,170	500	2,500	18,250
120	32.36	9,080	6,150	500	2,500	18,230
121	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
122	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
123	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
124	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
125	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460

201	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
202	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
203	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
204	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
205	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
206	54.54	15,255	10,360	500	2,500	28,615
207	55.74	15,605	10,590	500	2,500	29,195
208	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
209	77.14	21,615	14,660	500	2,500	39,275
210	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
211	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
212	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
213	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
214	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
215	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
216	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
217	44.32	12,425	8,420	500	2,500	23,845
218	76.94	21,560	14,620	500	2,500	39,180
219	56.84	15,935	10,800	500	2,500	29,735
220	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
221	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
222	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
223	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
224	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
225	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
226	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
227	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
228	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
229	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
230	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
231	32.48	9,080	6,170	500	2,500	18,250
232	32.36	9,080	6,150	500	2,500	18,230
233	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
234	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
235	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550

236	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
237	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
238	45.01	12,590	8,550	500	2,500	24,140
239	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
240	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
241	47.58	13,315	9,040	500	2,500	25,355
242	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
243	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
244	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
245	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
301	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
302	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
303	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
304	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
305	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
306	54.54	15,255	10,360	500	2,500	28,615
307	55.74	15,605	10,590	500	2,500	29,195
308	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
309	77.14	21,615	14,660	500	2,500	39,275
310	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
311	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
312	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
313	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
314	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
315	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
316	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
317	44.32	12,425	8,420	500	2,500	23,845
318	76.94	21,560	14,620	500	2,500	39,180
319	56.84	15,935	10,800	500	2,500	29,735
320	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
321	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
322	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
323	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
324	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
325	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360

326	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
327	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
328	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
329	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
330	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
331	32.48	9,080	6,170	500	2,500	18,250
332	32.36	9,080	6,150	500	2,500	18,230
333	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
334	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
335	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
336	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
337	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
338	45.01	12,590	8,550	500	2,500	24,140
339	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
340	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
341	47.58	13,315	9,040	500	2,500	25,355
342	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
343	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
344	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
345	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
401	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
402	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
403	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
404	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
405	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
406	54.54	15,255	10,360	500	2,500	28,615
407	55.74	15,605	10,590	500	2,500	29,195
408	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
409	77.14	21,615	14,660	500	2,500	39,275
410	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
411	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
412	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
413	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
414	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
415	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360

416	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
417	44.32	12,425	8,420	500	2,500	23,845
418	76.94	21,560	14,620	500	2,500	39,180
419	56.84	15,935	10,800	500	2,500	29,735
420	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
421	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
422	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
423	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
424	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
425	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
426	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
427	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
428	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
429	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
430	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
431	32.48	9,080	6,170	500	2,500	18,250
432	32.36	9,080	6,150	500	2,500	18,230
433	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
434	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
435	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
436	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
437	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
438	45.01	12,590	8,550	500	2,500	24,140
439	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
440	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
441	47.58	13,315	9,040	500	2,500	25,355
442	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
443	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
444	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
445	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
501	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
502	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
503	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
504	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
505	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550

506	54.54	15,255	10,360	500	2,500	28,615
507	55.74	15,605	10,590	500	2,500	29,195
508	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
509	77.14	21,615	14,660	500	2,500	39,275
510	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
511	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
512	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
513	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
514	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
515	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
516	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
517	44.32	12,425	8,420	500	2,500	23,845
518	76.94	21,560	14,620	500	2,500	39,180
519	56.84	15,935	10,800	500	2,500	29,735
520	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
521	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
522	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
523	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
524	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
525	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
526	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
527	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
528	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
529	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
530	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
531	32.48	9,080	6,170	500	2,500	18,250
532	32.36	9,080	6,150	500	2,500	18,230
533	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
534	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
535	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
536	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
537	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
538	45.01	12,590	8,550	500	2,500	24,140
539	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
540	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460

541	47.58	13,315	9,040	500	2,500	25,355
542	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
543	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
544	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
545	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
601	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
602	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
603	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
604	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
605	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
606	54.54	15,255	10,360	500	2,500	28,615
607	55.74	15,605	10,590	500	2,500	29,195
608	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
609	77.14	21,615	14,660	500	2,500	39,275
610	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
611	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
612	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
613	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
614	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
615	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
616	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
617	44.32	12,425	8,420	500	2,500	23,845
618	76.94	21,560	14,620	500	2,500	39,180
619	56.84	15,935	10,800	500	2,500	29,735
620	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
621	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
622	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
623	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
624	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
625	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
626	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
627	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
628	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
629	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
630	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360

631	32.48	9,080	6,170	500	2,500	18,250
632	32.36	9,080	6,150	500	2,500	18,230
633	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
634	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
635	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
636	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
637	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
638	45.01	12,590	8,550	500	2,500	24,140
639	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
640	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
641	47.58	13,315	9,040	500	2,500	25,355
642	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
643	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
644	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
645	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
701	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
702	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
703	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
704	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
705	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
706	54.54	15,255	10,360	500	2,500	28,615
707	55.74	15,605	10,590	500	2,500	29,195
708	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
709	77.14	21,615	14,660	500	2,500	39,275
710	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
711	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
712	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
713	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
714	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
715	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
716	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
717	44.32	12,425	8,420	500	2,500	23,845
718	76.94	21,560	14,620	500	2,500	39,180
719	56.84	15,935	10,800	500	2,500	29,735
720	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645

721	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
722	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
723	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
724	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
725	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
726	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
727	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
728	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
729	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
730	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
731	32.48	9,080	6,170	500	2,500	18,250
732	32.36	9,080	6,150	500	2,500	18,230
733	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
734	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
735	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
736	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
737	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
738	45.01	12,590	8,550	500	2,500	24,140
739	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
740	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
741	47.58	13,315	9,040	500	2,500	25,355
742	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
743	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
744	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
745	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
801	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
802	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
803	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
804	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
805	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
806	54.54	15,255	10,360	500	2,500	28,615
807	55.74	15,605	10,590	500	2,500	29,195
808	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
809	77.14	21,615	14,660	500	2,500	39,275
810	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460

811	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
812	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
813	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
814	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
815	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
816	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
817	44.32	12,425	8,420	500	2,500	23,845
818	76.94	21,560	14,620	500	2,500	39,180
819	56.84	15,935	10,800	500	2,500	29,735
820	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
821	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
822	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
823	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
824	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
825	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
826	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
827	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
828	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
829	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
830	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
831	32.48	9,080	6,170	500	2,500	18,250
832	32.36	9,080	6,150	500	2,500	18,230
833	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
834	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
835	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
836	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
837	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
838	45.01	12,590	8,550	500	2,500	24,140
839	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
840	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
841	47.58	13,315	9,040	500	2,500	25,355
842	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
843	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
844	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
845	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220

901	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
902	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
903	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
904	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
905	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
906	54.54	15,255	10,360	500	2,500	28,615
907	55.74	15,605	10,590	500	2,500	29,195
908	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
909	77.14	21,615	14,660	500	2,500	39,275
910	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
911	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
912	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
913	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
914	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
915	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
916	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
917	44.32	12,425	8,420	500	2,500	23,845
918	76.94	21,560	14,620	500	2,500	39,180
919	56.84	15,935	10,800	500	2,500	29,735
920	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
921	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
922	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
923	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
924	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
925	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
926	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
927	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
928	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
929	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
930	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
931	32.48	9,080	6,170	500	2,500	18,250
932	32.36	9,080	6,150	500	2,500	18,230
933	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
934	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
935	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550

936	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
937	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
938	45.01	12,590	8,550	500	2,500	24,140
939	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
940	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
941	47.58	13,315	9,040	500	2,500	25,355
942	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
943	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
944	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
945	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
1001	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
1002	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1003	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1004	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1005	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1006	54.54	15,255	10,360	500	2,500	28,615
1007	55.74	15,605	10,590	500	2,500	29,195
1008	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1009	77.14	21,615	14,660	500	2,500	39,275
1010	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
1011	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1012	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1013	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1014	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1015	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1016	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1017	44.32	12,425	8,420	500	2,500	23,845
1018	76.94	21,560	14,620	500	2,500	39,180
1019	56.84	15,935	10,800	500	2,500	29,735
1020	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
1021	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
1022	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1023	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1024	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1025	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360

1026	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1027	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1028	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1029	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1030	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1031	32.48	9,080	6,170	500	2,500	18,250
1032	32.36	9,080	6,150	500	2,500	18,230
1033	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1034	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1035	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1036	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1037	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
1038	45.01	12,590	8,550	500	2,500	24,140
1039	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1040	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
1041	47.58	13,315	9,040	500	2,500	25,355
1042	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1043	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1044	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1045	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
1101	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
1102	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1103	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1104	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1105	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1106	54.54	15,255	10,360	500	2,500	28,615
1107	55.74	15,605	10,590	500	2,500	29,195
1108	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1109	77.14	21,615	14,660	500	2,500	39,275
1110	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
1111	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1112	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1113	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1114	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1115	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360

1116	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1117	44.32	12,425	8,420	500	2,500	23,845
1118	76.94	21,560	14,620	500	2,500	39,180
1119	56.84	15,935	10,800	500	2,500	29,735
1120	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
1121	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
1122	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1123	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1124	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1125	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1126	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1127	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1128	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1129	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1130	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1131	32.48	9,080	6,170	500	2,500	18,250
1132	32.36	9,080	6,150	500	2,500	18,230
1133	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1134	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1135	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1136	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1137	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
1138	45.01	12,590	8,550	500	2,500	24,140
1139	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1140	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
1141	47.58	13,315	9,040	500	2,500	25,355
1142	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1143	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1144	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1145	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
1201	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
1202	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1203	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1204	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1205	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550

1206	54.54	15,255	10,360	500	2,500	28,615
1207	55.74	15,605	10,590	500	2,500	29,195
1208	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1209	77.14	21,615	14,660	500	2,500	39,275
1210	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
1211	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1212	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1213	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1214	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1215	101.16	28,380	19,220	500	2,500	50,600
1216	76.94	21,560	14,620	500	2,500	39,180
1217	56.84	15,935	10,800	500	2,500	29,735
1218	60.90	17,075	11,570	500	2,500	31,645
1219	89.32	25,015	16,970	500	2,500	44,985
1220	85.26	23,875	16,200	500	2,500	43,075
1221	85.26	23,875	16,200	500	2,500	43,075
1222	89.32	25,015	16,970	500	2,500	44,985
1223	32.36	9,080	6,150	500	2,500	18,230
1224	28.42	7,960	5,400	500	2,500	16,360
1225	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1226	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1227	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1228	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
1229	45.01	12,590	8,550	500	2,500	24,140
1230	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1231	47.70	13,400	9,060	500	2,500	25,460
1232	47.58	13,315	9,040	500	2,500	25,355
1233	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1234	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1235	43.64	12,260	8,290	500	2,500	23,550
1236	57.85	16,230	10,990	500	2,500	30,220
511戸	22,181.47	6,221,365	4,214,070	255,500	1,277,500	11,968,435

（規定外事項）

第３条　本細則に定めのない事項については、規約又は総会の決議で定められたところによる。

（細則の改廃）

第４条　本細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければすることができない。

（細則原本）

第５条　本細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の区分所有者が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

2　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

（細則の発効）

第１条　この細則は、令和６年４月２０日から施工する。

この細則は、令和６年１２月１日から施工する。（令和７年1月分（口座振替分から適用する。））